

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

## IASB プロジェクト・サマリー「株式に基づく報酬—会計処理の複雑性の原因に関するリサーチ」の概要

ASBJ 専門研究員 あらい けんじ  
荒井 謙二

## I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2015 年に開始した IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」(以下「IFRS 第 2 号」という。)に関するリサーチ・プロジェクト(以下「本リサーチ・プロジェクト」という。)を終了し、2018 年 10 月 31 日にプロジェクト・サマリー「株式に基づく報酬—会計処理の複雑性の原因に関するリサーチ」(以下「本プロジェクト・サマリー」という。)を公表した。本稿では、本プロジェクト・サマリーが公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

## II. 本プロジェクト・サマリー公表の背景

2011 年のアジェンダ協議において、多くのコメント提出者、特に財務諸表作成者から、次のようなコメントが寄せられた。

- 株式に基づく報酬の会計処理は複雑である。
- IFRS 第 2 号は解釈が困難であった。このことが、IFRS 解釈指針委員会に多くの要望書

が寄せられることにつながった。

これを受けて、IASB は本リサーチ・プロジェクトを 2015 年及び 2016 年に実施し、提起された IFRS 第 2 号適用時の複雑性の問題について、それらの原因を検討した。

2016 年 5 月に、IASB は本リサーチ・プロジェクトの検出事項及び利害関係者からのフィードバックについて、レビューを完了した。このレビューの目的は、IASB が IFRS 第 2 号の改訂を検討すべきかどうか評価することにあった。IASB は、収集した情報と事実を考慮し、IFRS 第 2 号の改訂及び追加作業は必要ないと結論づけた。

本プロジェクト・サマリーは、IASB スタッフによって IASB ボード会議のために作成された資料及び IASB ボード会議における当該資料に関する議論の内容を要約したものであり、本リサーチ・プロジェクトの作業を可視化し、検索できるようにするものである。本プロジェクト・サマリーは現行の IFRS の要求事項を変更するものではなく、新たな要求事項を追加するものではない。

### Ⅲ. 本プロジェクト・サマリーの概要

本プロジェクト・サマリーの構成は、次のとおりである。

- (1) 概要 (At a glance)
- (2) 情報源<sup>1</sup>
- (3) リサーチによる検出事項
- (4) リサーチによる検出事項に対するフィードバック及び結論
- (5) 付録 A—IFRS 第 2 号の測定モデル
- (6) 付録 B—IFRS 第 2 号で要求される情報は財務諸表利用者に何を伝えるか?
- (7) 付録 C—他の IFRS 基準及び他のプロジェクト

以下では、本プロジェクト・サマリーの概要を説明する。

#### 1. 本リサーチ・プロジェクトの目的

本リサーチ・プロジェクトは、次の 3 つを目的としていた。

- (1) 株式に基づく報酬の会計処理に関して、複雑性が最も多くみられる領域及び主要な原因を識別すること
- (2) IFRS 第 2 号に関する解釈上の要望書が多く寄せられた理由を分析すること
- (3) この領域において財務報告上の問題があるかどうか、問題がある場合には、どのように対処すべきか判断すること

#### 2. リサーチ結果の概要

本プロジェクト・サマリーでは、2015 年 11 月の IASB 会議に提出された IASB スタッフ・ペーパー「現時点のリサーチに関する報告」(以下「2015 年 11 月報告書」という。)が本リサーチ・プロジェクトの主要な成果物としており、同報告書の内容を参照する形式を取っている。2015 年 11 月報告書は、株式に基づく報酬の会計処理の複雑性について、次の 2 つの主要な原因を特定した。

- (1) 株式に基づく報酬の取決めの多様性及び複雑性
- (2) 持分決済型の株式に基づく報酬で採用されている会計モデル (付与日における公正価値を基礎として測定する会計モデル、以下「付与日公正価値測定モデル」という。)が有するいくつかの特徴

2015 年 11 月報告書は、開示についてもコメントしている。

#### (株式に基づく報酬の取決めの多様性及び複雑性)

企業は、さまざまな目的を達成するために、特定の 방법으로株式に基づく報酬をストラクチャリングすることが多い。これらの目的には、経営幹部や従業員等のパフォーマンスや組織定着率の向上を意図したインセンティブを付与することや、特定の会計上の帰結を達成することが含まれる。特定の会計上の帰結には、株式報酬費用の金額やそのボラティリティを最小化したリ、費用の認識時期を遅らせたりすることが含

1 本プロジェクト・サマリーでは、次の 7 項目がリサーチによる検出事項の情報源であるとしている。

- (1) 2011 年のアジェンダ協議に対する回答のレビュー
- (2) IFRS 解釈指針委員会に寄せられた IFRS 第 2 号に関連する要望書のレビュー
- (3) 会計事務所における会計及び評価に関する専門家とのディスカッション
- (4) 財務諸表利用者とのディスカッション
- (5) 米国の会計基準設定主体 (FASB) による株式に基づく報酬に関連する作業のレビュー
- (6) フランスの会計基準設定主体 (ANC) が 2010 年に作成したペーパーのレビュー
- (7) 実務において提供される開示のレビュー

まれる。

これらの目的を達成するような株式に基づく報酬の契約条件は、多様であり複雑である。この多様性及び複雑性が、関連する会計処理の複雑性に大きく影響することとなる。本プロジェクト・サマリーでは、株式に基づく報酬取引の契約条件の多様性及び複雑性から生じる複雑性を会計基準が取り除くことはできないとしている。

#### (付与日公正価値測定モデルの複雑性)

本リサーチ・プロジェクトは、実務上、企業における IFRS 第 2 号適用上の問題のほとんどは、株式又は株式オプションで決済する株式に基づく報酬（すなわち、持分決済型の株式に基づく報酬）について採用される付与日公正価値測定モデルの特徴から生じることを検出した。適用上の問題には、次のような内容が含まれる。

- (1) 株価の変動が、持分決済型の株式に基づく報酬の会計処理に影響しないのがなぜなのか、理解が困難であること。持分決済型の株式に基づく報酬の会計処理は、企業が最終的に報酬を支払う際に発行しなければならない資本性金融商品に関して、付与日後の価格変動を反映しない。対照的に、現金決済型の株式に基づく報酬は、企業が最終的に支払わなければならない現金の金額に影響を及ぼすために、付与日後の当該価格変動を会計処理に反映する。2015 年 11 月報告書は、持分決済型の株式に基づく報酬について、付与日後の価格変動を会計処理しないことについて、次のとおり説明している。
  - ① 支払時に資本性金融商品を発行して決済しなければならないその他の義務に関する

会計処理とも整合する。

- ② 受領したサービスの価値が付与日後の株価の変動に合わせて変動しない可能性が高いという事実が会計処理に反映される。
- (2) 株式に基づく報酬の条件について、「権利確定条件」及び「権利確定条件以外の条件」の分類が複雑であること。IFRS 第 2 号は、権利確定条件及び権利確定条件以外の条件について、株式に基づく報酬の測定時に取扱いが異なるいくつかの種類を特定している。それらの種類ごとに異なる取扱いをすることは、その結果として得られる情報の有用性が増すという長所<sup>2</sup>もあるが、複雑性の原因ともなる。本リサーチ・プロジェクトは、この複雑性を大幅に緩和するためには、抜本的な変更が必要であり、当該変更は次のような影響があることを検出した。
  - ① 付与日公正価値測定モデルの長所が無効になる。
  - ② 支払時に資本性金融商品を発行して決済しなければならないその他の義務に関する会計処理において行われる負債と資本の区分と整合しなくなる可能性がある。
- (3) 持分決済型の株式報酬を変更するいくつかの行為に対して、一見すると直観に反する結果となること。2015 年 11 月報告書では、取り消された株式に基づく報酬の株式報酬費用の認識を継続し、株式に基づく報酬の不利な条件変更について株式報酬費用の戻入れを行わないなど、利害関係者が直観に反すると感じる結果について、IFRS 第 2 号の結論の背景にある、これらの項目へのアプローチに関する説明の要約とともに記載している。

2 本リサーチ・プロジェクトの分析に基づく付与日公正価値測定モデルの長所については、後述の「4. IFRS 第 2 号の測定モデル」の「付与日公正価値測定モデルの複雑性及び長所」を参照。

### (開示の量)

2015年11月報告書は、IFRS第2号のために企業は財務諸表において過剰な情報を開示しているとする批判について検討している。検討の結果、次のような主な結論に至っている。

- (1) 株式に基づく報酬に関する開示の平均的な長さは、サンプルとした企業では2.5ページから3ページであった。
- (2) 開示の長さの原因となる主な要素は次のとおりである。
  - ① 企業が運営する株式に基づく報酬の取決め(すなわち、スキーム)の数
  - ② 企業が当該株式に基づく報酬の情報を個別に開示するか、又はIFRS第2号が認めるように、概ね同じ内容の株式に基づく報酬の取決めを合算して開示するか。
- (3) IFRS第2号及び2014年のIAS第1号「財務諸表の表示」に対する改訂は、企業が株式に基づく報酬の情報をどのように開示できるかという点に適合する柔軟性を与えている。したがって、企業は、どの情報が重要であり、重要であるために開示しなければならないかを判断し、決定することができる。2017年に、IASBは実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を公表し、このような判断に関するガイダンスを提供している。

### 3. リサーチ結果に対するフィードバック及び結論

#### (リサーチ結果に対するフィードバック)

IASBはリサーチ結果に対するフィードバックを次のとおり入手した。

- (1) 2016年3月世界作成者フォーラム(GPF)及び2016年4月会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)  
世界作成者フォーラム(GPF)及び会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のメンバーは、本リサーチ・プロジェクトのリサーチ

結果に基本的に同意し、IASBに次のような方向性を示した。

- ① IASBは追加のリサーチを実施すべきではないこと
  - ② IASBは付与日公正価値測定モデルの再検討をすべきではないこと
- (2) 2015年のアジェンダ協議
- 2015年のアジェンダ協議に対するコメント提出者のほとんどが、株式に基づく報酬の作業は優先順位が低い又は中程度でしかないと考えていた。コメントは次のようなものであった。
- ① ほとんどの適用上の問題は、IFRS第2号が2004年に公表された以後に解決されている。
  - ② 概して、IFRS第2号は機能していると考えられる。

### (結論)

2016年5月に、IASBは2番目のIASBスタッフ・ペーパーである「プロジェクト・アップデート及びアジェンダ協議のフィードバック」に記載された前述のフィードバックのレビューを実施し、収集した情報と事実と合わせて考慮した結果、次のとおり結論づけた。

- IFRS第2号改訂の必要性を強く示唆するような重要な財務報告上の問題は認められなかった。
- この論点に関して、追加のリサーチを実施したり、追加のフィードバックを利害関係者に求めたりする必要性は認められなかった。

### 4. IFRS第2号の測定モデル

本プロジェクト・サマリーの付録Aに、IFRS第2号で採用する測定モデルに関する背景情報として、従業員を対象とする株式に基づく報酬取引に的を絞った要約が示されている。

IFRS第2号は、2つの株式に基づく報酬取引の類型を示している。

- 持分決済型：企業は株式や株式オプションといった資本性金融商品を発行し財又はサービスの対価を支払う。
- 現金決済型：企業は現金で財又はサービスの対価を支払うが、支払われる金額が当該企業の発行する資本性金融商品の価格によって決定する。

#### (持分決済型の株式に基づく報酬取引の測定の概要)

持分決済型の株式に基づく報酬取引は、付与日の株価又は株式オプション価格を反映する。付与日は企業及び株式（又は株式オプション）の受領者（例えば、従業員）が取決めに合意し、当該契約条件について理解を共有する日である。

持分決済型の株式報酬は、付与日後の株価又は株式オプション価格の変動を反映するような測定の更新を行わない。これは、次の理由による。

- 株価又は株式オプション価格の変動によって、受領した財又はサービスの価値は変動しない。
- 当該取扱いは、企業が現金を対価として発行する他の資本性金融商品（例えば、多くの新株予約権（share warrants））を取り扱う方法と整合する。企業は価格が変動してもそれらの資本性金融商品の測定を更新しない。

多くの持分決済型の株式に基づく報酬には、勤務条件及びその他の権利確定条件（例えば、特定年数の勤務要件）、又は権利確定条件以外の条件（例えば、特定の目標を達成する要件）が課されている。IFRS 第2号は、条件の種類によって異なる会計上の取扱いを求めている。

見積りの変更によって持分決済型の株式報酬の測定を更新する場合、この測定の変更の影響は従業員の勤務サービスに対する報酬費用の一部として、純損益に含めて報告される。

#### (付与日公正価値測定モデルの複雑性及び長所)

IFRS 第2号が持分決済型の株式に基づく報酬取引について採用している付与日公正価値測定モデルは、測定に用いるインプットの一部について更新するものの、インプットのすべてについては更新しない。このように混合する取扱いが会計処理の複雑性を引き起こす要因となっているが、次のような長所も認められている。

- (1) インプットの更新を行うことが財務諸表利用者に有用な情報を提供し、当該情報の便益（benefits）が関連するコスト（cost）を上回ると IASB が結論を出したケースにおいて、測定の更新が行われること。更新後の見積りを使用する例として、一定年数の勤務を要求する権利確定条件を満たす従業員の人数の見積りがある。
- (2) 企業の株価変動などを反映するような測定の更新を行わないこと。当該取扱いは、企業が現金を対価として発行する他の資本性金融商品を取り扱う方法と整合している。

#### (現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定の概要)

現金決済型の株式に基づく報酬取引では、現金の支払金額が企業の発行する資本性金融商品の価格によって決定される。当該現金を支払うべき負債は、この資本性金融商品の価格を反映するように測定される。その結果として行われる測定は、次の項目を反映すべく各報告日に更新される。

- 現金支払金額を決定する資本性金融商品の価格変動
- 現金決済型の株式に基づく報酬に課されるすべての条件に関する、現金支払金額に与える影響の見積りの更新

現金決済型の株式に基づく報酬における負債の測定の変動の影響は、従業員の勤務に関する報酬費用の一部として純損益に含めて報告さ

れる。

基づく報酬取引の会計処理に関する要求事項を要約している<sup>3</sup>。

## (従業員を対象とする株式に基づく報酬のIFRS第2号に基づく会計処理の概要)

表1に、持分決済型及び現金決済型の株式に

表1 従業員を対象とする株式に基づく報酬取引のIFRS第2号に基づく会計処理

	持分決済型	現金決済型
勤務サービスを受領した時に報酬費用を認識するか	認識する	認識する
勤務サービスを受領した時に支払義務を認識するか	資本として認識する	負債として認識する
事後測定的基础となる公正価値の時点	付与日	報告日
付与日後、企業の株価の変動が義務及び受領した勤務サービスに対する報酬費用の測定に影響するか	影響しない	影響する
支払に条件が課されており、付与日後に当該条件が満たされるかどうかに関する見積りの変更がある場合、義務及び受領した勤務サービスに対する報酬費用の測定に影響するか	一部の条件が影響する	すべての条件が影響する

### 5. IFRS第2号において要求されている情報が財務諸表利用者に何を伝えるか<sup>4</sup>

#### (従業員が提供する勤務サービスのコスト)

本プロジェクト・サマリーの付録Bでは、IFRS第2号に基づく情報が財務諸表利用者に伝える情報に関する背景情報がまとめられている。従業員が当期に提供した勤務サービスに対して認識する報酬費用の情報は、対価の支払が現金によるか株式の発行によるかにかかわらず、将来期間に従業員が提供する勤務サービスのコストを財務諸表利用者が見積る一助となる。したがって、当該情報は、経済的な意思決定を行い、経営者の受託責任を評価する上で目的適格的である。本リサーチ・プロジェクトで得られたフィードバックは、ほとんどの利害関係者は当該情報が財務諸表利用者にとって目的適格的であることに同意することを示して

いた。

希薄化後1株当たり利益の算定に使用する分母には、従業員を対象とする当該株式報酬が権利確定した場合に生じる潜在的な将来の希薄化を反映済みのため、当期の従業員による勤務サービスに対するコストを費用に含めると、二重計上になるため、当該コストは費用に含めるべきではないとする意見も聞かれた。しかしながら、本リサーチ・プロジェクトは、二重計上が生じないことについて、次のように確認した。

- (1) 株式に基づく報酬による影響は、基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益の両者を算定する分子である利益に共通して含まれていること
- (2) 将来従業員が株式オプションを行使することによる潜在的な将来の希薄化によって、希

3 簡略化のため、この表は従業員との取引に的を絞って作成されている。

4 簡略化のため、従業員との取引に的を絞った検討が行われている。

薄化後 1 株当たり利益の分母（希薄化後の株式数）は増加するが、当該分母は当期の従業員による勤務サービスに対するコストを反映しないこと

金決済型の株式に基づく報酬との比較可能性が向上する可能性がある。

- 株式に基づく報酬取引に、持分決済型と現金決済型の分類が変更となるものが生じる可能性がある。

**(従業員により既に提供済みの勤務サービスに対する現金の支払義務)**

現金決済型の株式報酬の負債として報告する金額は、従業員により既に提供済みの勤務サービスに対して支払われるべき現金の最新の見積りを反映する。

**6. 他の IFRS 基準及び他のプロジェクト**

表 2 は、本プロジェクト・サマリーの付録 C において、IFRS 第 2 号と他の IFRS 基準の比較及び IASB の他のプロジェクトによる影響をまとめたものである。

**表 2 他の IFRS 基準及びプロジェクト**

IAS 第 19 号「従業員給付」	IAS 第 19 号は、年金費用を当期勤務費用及び過去勤務費用の再測定に分割する。2015 年 11 月報告書は、IFRS 第 2 号において、現金決済型又は持分決済型の株式報酬取引に、このような分割を要求しないことについて留意している。
「資本の特徴を有する金融商品」に関するリサーチ・プロジェクト（以下「FICE プロジェクト」という。）	FICE プロジェクトは IAS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲内の金融商品に的を絞っており、IASB は当該プロジェクトの結果を受けて IFRS 第 2 号を改訂することは想定していない。しかしながら、FICE プロジェクトで探求したアプローチが株式に基づく報酬取引にも適用されるとした場合、次のように考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 持分決済型の株式に基づく報酬取引が提供する情報において、付与日後における企業の株価変動による影響が明瞭となり、現</li> </ul>